

第8回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議
第12回庁内策定部会合同会議
次第

日 時：平成24年5月24日（木）
午前10時～

場 所：保健福祉センター
3階団体活動室1・2

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1. プランの構成とプランの展開について

資料1～4

2. （仮称）市民参加・協働のまちづくりプランで目指す姿について

資料1

3. その他

4 閉 会

・・・第8回会議の進め方・・・

■第8回会議は、以下の議題について討議・意見交換を行います。

資料2～4の裏面に記載した取り組みについて、あらかじめご一読ください。

議題1 プランの構成とプランの展開について

- 庁内策定部会において、策定会議で論じた市民参加・協働の「現状」と「問題点」について、課題とその解決のための方向性について再度整理したうえで、課題解決のための取り組みを列挙しています。
- 庁内策定部会では、「行政の職員が行政でやるべきこと」を主題に意見を出しています。
- 本日の策定会議においては、「市民が取り組んだ時に」「市民としてこのような取り組みを推進するために」という観点から、「新たな取り組み」について、または、既に出された取り組みについて討議・意見交換をお願いします。

議題2 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランによって目指す姿について

【キャッチフレーズ・3つの目指す姿の決定について】

- 前回の議論をもとに、庁内策定部会において、資料1 P.5のとおり、3案を提示しています。議題1の議論を踏まえ、どのようなキャッチフレーズが良いか検討して下さい。

資料1

目次 (案)

第1章 プラン策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

1. 策定の背景

- (1) 市民ニーズ(要望)の多様化・高度化
- (2) 安全・安心への関心の高まり
- (3) 高齢化の進展と財政
- (4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治

第2章 プランの基本方針

1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ

- (1) 市民参加条例制定に向けた取り組み
- (2) 市民参加の条例制定後の取り組み

2. 策定の目的と位置付け

3. 計画期間と見直し

4. プランの構成

第3章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

1. 市民の市民参加・協働の現状

- (1) 市民の意識
- (2) 市民の取り組み

本日議論する箇所

2. 白井市の市民参加・協働の現状と課題

- (1) 行政への市民参加を高める取り組み
- (2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み
- (3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み

本日議論する箇所

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿

1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿

2. 白井市が目指す市民参加・協働とは

- (1) 市民参加・協働の定義
- (2) 協働の領域
- (3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは
- (4) 市民参加・協働の手法

3. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割

- (1) 市の役割
- (2) 市職員の役割
- (3) 市民の役割
- (4) 地域コミュニティの役割
- (5) 市民活動団体(ボランティア団体、NPO)の役割
- (6) 事業者の役割

第5章 プランの構成とプランの展開

本日議論する箇所

1. 施策体系と推進方針

2. 白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の概要

第6章 市民参加・協働をより広げるために

*時系列を意識して分類

・

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿

白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまちしろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

市民が強く望む安全で安心なまちづくりをつくるためには、市民の積極的な市民参加が必要です。また、事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

1. 白井市が市民参加・協働で目指す姿

これまでの市民参加・協働の取り組みを大切にしながら、このプランでの現状と課題を踏まえ、更なる市民参加・協働を進めるため、「〇〇」を基本とした市民自治のまちを目指します。

多様な市民とともに作る「参加」のまち

市民、市民活動団体、事業者などの多様な市民が市の計画策定、事業の実施、評価に参加し、市とともにまちをつくりあげていく「参加」のまちづくりを目指します。

みんなで地域をつくる「自治」のまち

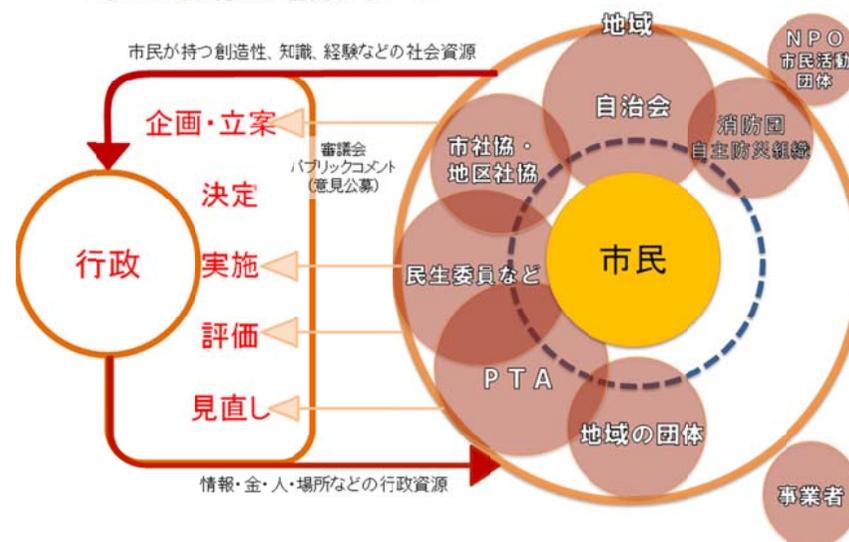
自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などが一体となって、地域で連携・協力することで、地域の課題を解決する「自治」のまちづくりを目指します。

共有と信頼で築く「市民協働」のまち

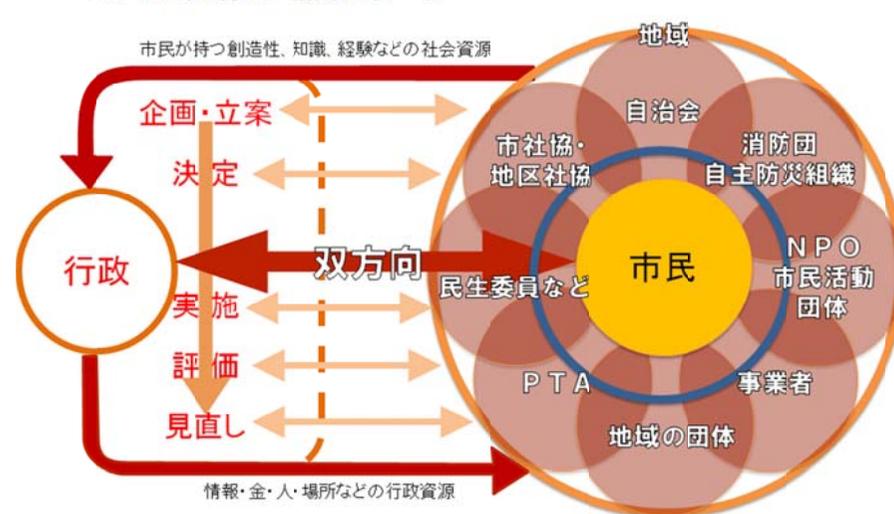
市民、市民活動団体、事業者、市が、情報と目的を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、信頼関係を築きながら、「協働」によるまちづくりを目指します。

市民と市が、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。

これまでの市民参加・協働のイメージ



これからの市民参加・協働のイメージ



第5章 プランの構成とプランの展開

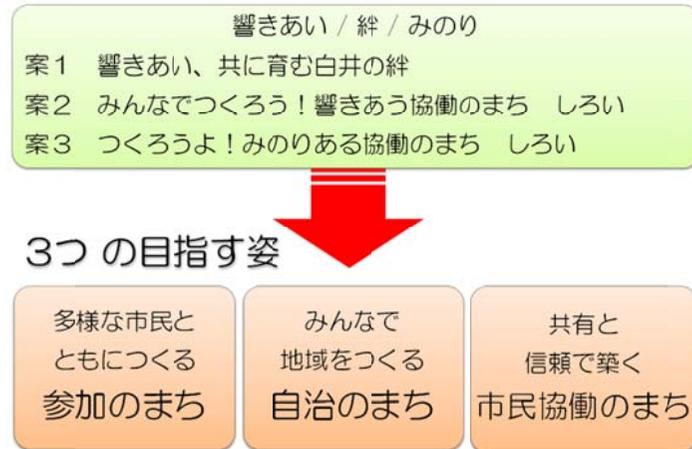
白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまち しろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちないたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

将来像を支える基本的な理念として、「市民が安心してやすらぐまち」「市民が健康で元気に活躍できるまち」「緑豊かで市民がうるおう美しいまち」と定め各事業を実施しています。

その各事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

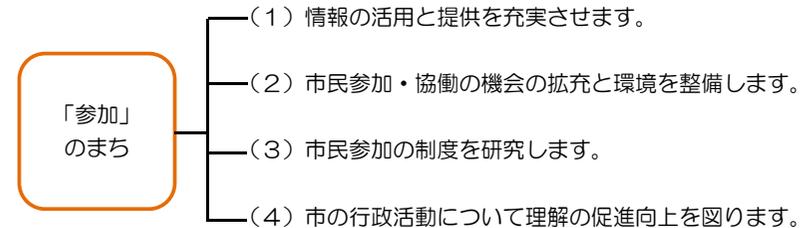
1. 施策体系と推進方針（仮）

白井市は、市民参加・協働により、「〇〇〇」を基本とした市民自治のまちを目指しますが、その目標を実現するため3つの市民参加・協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、市は、市民、自治会、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体とともに、次の3つの目指すまちづくりと推進施策に沿った取り組みについて、お互いの意見や対話を通じて、市民参加・協働を推進していきます。



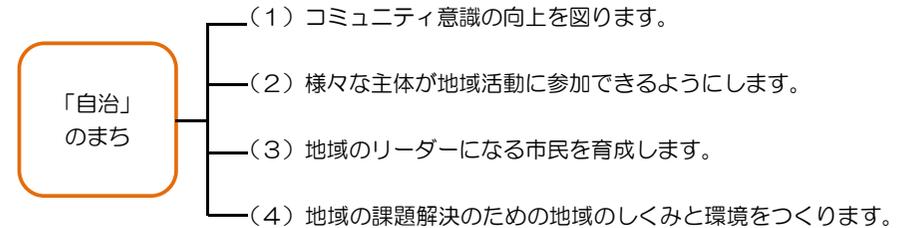
多様な市民とともにつくる「参加」のまち

資料2



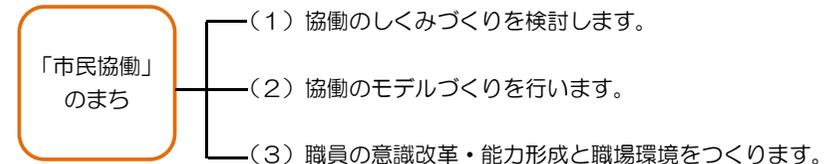
みんなで地域をつくる「自治」のまち

資料3



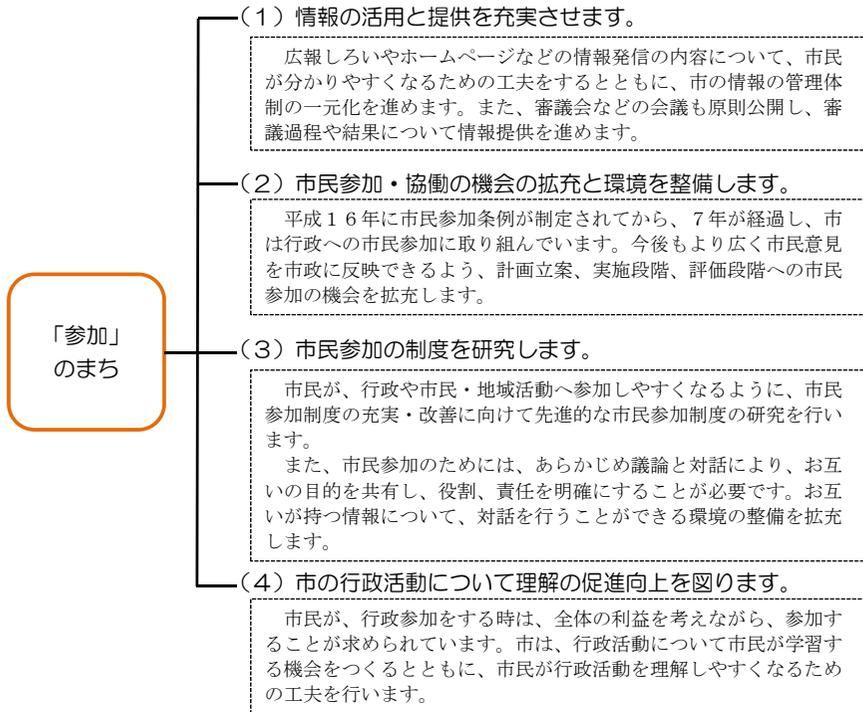
共有と信頼で築く「市民協働」のまち

資料4



資料 2

1. 多様な市民とともにつくる「参加」のまち

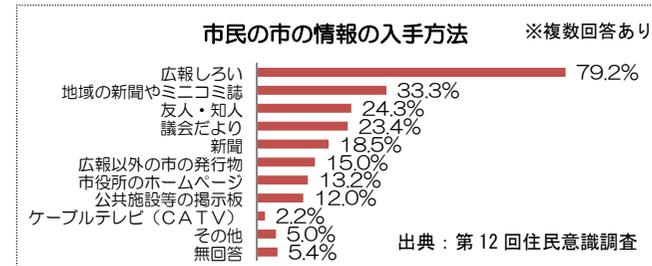


【現状】

- 千葉県内でいち早く、市民主体のまちづくりを推進するために、市は、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、ルールによる行政への市民参加のまちづくりを推進しています。
- 市政の情報発信として、広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、市ホームページやメールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に提供しています。
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は、市役所1階の情報公開コーナーで公開するとともに、なるほど行政講座（出前講座）により市政情報を提供しています。
- 市長とのミニ懇談会などを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。
- 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っています。

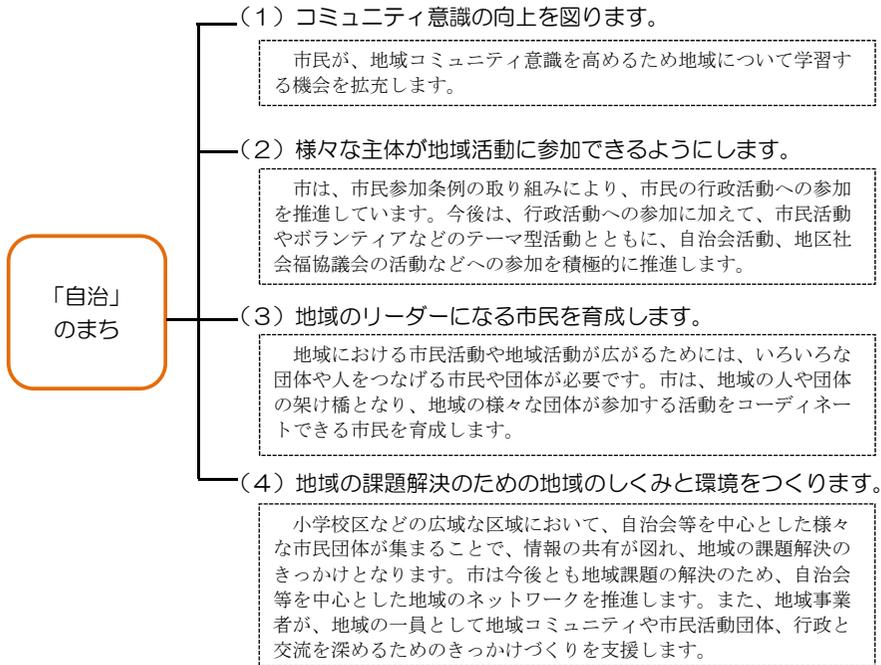
【問題点】

- 市民参加条例は、市の対象事業数が少なく、また、市民の認知度が低い状態です。
- 市民の市の情報の入手先として、広報しろい8割弱、議会だより2割弱、その他市広報物、市ホームページ1割強という状態であり、また、広報しろい以外の情報提供の方法が少ない状態です。ホームページなどその他の方法の活用と充実が求められます。
- 市から発信される情報の多くが、お知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民参加に活用されていないということがあります。
- 市の情報の発信が、一元化が図れていないなど指摘されています。
- 働き盛り世代や若年者層の市民参加制度や協働のまちづくりに関する関心や参加状況が少ない状況です。
- 行政に参加する市民が固定化しているとともに、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向にあります。



資料 3

2. みんなで地域をつくる「自治」のまち



【現状】

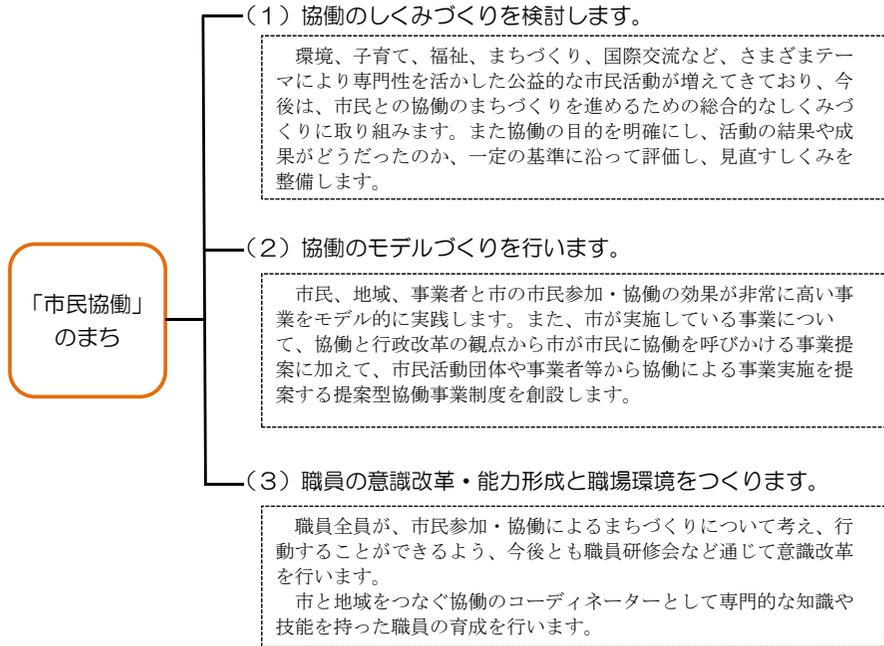
- 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。
- 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- 各小学校区の自治会長などが、それぞれの地域課題について意見交換をすることで、市民間の広域の連携意識を深めるきっかけづくりをしています。
- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。自治会への補助額については、加入世帯1戸あたりにつき850円補助しています。

【問題点】

- 市民と市の職員が情報共有し、意見交換を活発にする機会を増やすことが求められています。
- 「市民活動推進センター」の位置付けが明確でないことから、市民活動推進センターの役割が曖昧であるとの指摘があります。
- 地縁団体や市民公益活動団体は、活動について、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態です。
- 地縁団体は自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの理由により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあり、地域活動に参加する市民が固定化しつつあります。
- 地域に対しての市の方針が示されていないことから、市と連携して地域で活動するしくみがないことが指摘されています。
- 市が、市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたり、双方ともに役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

資料 4

3. 共有と信頼で築く「市民協働」のまち



【現状】

- 市民主体のまちづくりを推進するため、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
- 第4次総合計画を総合的に進めるため、市民参加・協働を計画推進の柱に位置付け、市全体で市民参加・協働を推進しています。
- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、平成23年度に、市民との協働を更に進めるため「市民活動支援課」に課名を変更しています。
- 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設（提案型）しています。

【問題点】

- 市民参加条例は、市の対象事業数が少なく、また、市民の認知度が低い状態です。
- 市民参加・協働についての理解の必要性について、市民、職員双方ともに高めていく必要があります。
- 協働については、協働を行うことが目的化してしまい、評価・見直しまでのしくみができていない状況です。
- 市民団体、地域、行政の役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。